

鹿沼市湖面エントランスエリア活用ルール

(目的)

第1条 本ルールは、鹿沼市（以下「本市」という。）が南摩ダム湖面を活用するにあたり、独立行政法人水資源機構及び栃木県から借り受けた土地（以下「湖面エントランスエリア」という。）の利用基準を定め、水源地域の振興と環境保全の両立を図ることを目的とする。

(所在)

第2条 湖面エントランスエリアの所在は、次の各号とおりにする。

- (1) 鹿沼市上南摩町2943番地6
- (2) 鹿沼市上南摩町2943番地15の一部
- (3) 鹿沼市上南摩町2949番地14の一部

(利用者)

第3条 湖面エントランスエリアを利用できる者は、本市が別途定める「南摩ダム湖面エントランスエリア活用事業者選定委員会」が選定した事業者（以下「選定事業者」という。）とする。

2 本市は、本ルール第4条及び第6条の規定に違反した選定事業者に対して、湖面エントランスエリアの利用を停止できるものとする。

(遵守事項)

第4条 湖面エントランスエリアでは、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 選定事業者は、本市から湖面エントランスエリアの運営に必要な鍵を借り受けるものとする。ただし、選定事業者が第三者に鍵を貸し出すことは禁止する。
- (2) 選定事業者は、湖面エントランスエリアに関する設置物の清掃及び日常的な維持管理の責任を負うものとし、その維持管理に要する費用は選定事業者が負担するものとする。
- (3) 選定事業者は、事業実施に際して駐車場の利用調整を行い、路上駐車が生じないよう対策を講じるものとする。
- (4) 選定事業者は、別途定める「南摩ダム湖面利用ルール」及び関係法令を遵守するものとする。

(湖面活用事業)

第5条 湖面エントランスエリアを利用して実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 選定事業者が主催する、参加者5人につき選定事業者スタッフ1人以上が同行するツアーや講習会等の事業
- (2) 本市が主催する各種事業

(湖面利用の準備事項)

第6条 湖面エントランスエリアから南摩ダム湖面に入る際には、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 事業実施時に負傷者が生じたときに、応急措置を行える備品を携帯すること。
- (2) 事故等が発生したときの緊急連絡体制を構築し、事業実施前にその体制を本市及びダム管理者である独立行政法人水資源機構に報告すること。その際、南摩ダム湖周辺から連絡を取れる機器を携帯すること。
- (3) 事業実施の際に、水上アクティビティ専用の傷害保険及び賠償保険に加入すること。なお、本市が保険加入状況を確認を求めた場合には、速やかに応じること。
- (4) 使用する用具及びライフジャケットは、選定事業者同士で定期的に確認及び点検を実施し、参加者の安全を確保すること。

(協議会)

第7条 選定事業者は、「南摩ダム湖面エントランスエリア管理協議会」を組織するものとし、湖面エントランスエリアを継続的に活用できるよう、事業を実施しようとする前に次の各号に掲げる事項に関する取り決めを定めるものとする。

- (1) 選定事業者間のトラブル防止のため、人員の融通や事業運営等に関する事項
- (2) 地域住民等との交流事業及び清掃活動等の地域貢献活動に関する事項

附 則

このルールは令和7年9月5日から施行する。